

施設等利用給付費（新2号・新3号）の 償還払い請求についてのご案内

施設等利用給付認定（新2号・新3号）期間中に利用した施設・サービスの利用料（日用品・食材料費・行事参加費等は除く）について、給付を受けるための手続き方法をご案内します。

- 給付は「償還払い」で行います。これは、施設・サービスご利用後、保護者様から施設に全額お支払いいただき、別途、保護者様から札幌市にご請求いただくことで札幌市から還付する仕組みです。
- 給付には上限額があるため全額還付とならない場合があります。通われている施設により手続き方法が異なりますので、本紙でご確認ください。
- 「施設等利用給付認定通知書」は今後、償還払いの手続きに利用するほか、施設から提示を求められる場合があります。大切に保管してください。

※ 札幌市外の施設をご利用の札幌市民の方は、下記の取扱いが該当しない場合があります。手続き方法は施設にご確認ください。ただし、書類の提出先は共通です（裏面4に記載）。

1. 通園施設の種類と給付対象・上限月額

A～Cのうち該当するものを選び、2以降に進んでください。

	施設の種類	給付対象	上限月額（令和8年10月以降）※3、※4	
			新2号	新3号
A	認定こども園、幼稚園(Bを除く)	A 通園施設の預かり保育 (他施設との併用不可)	490 円×利用日数 (最大 12,300 円)	490 円×利用日数 (最大 17,700 円)
B	預かり保育の実施日数等が一定未満の認定こども園、幼稚園 ※1	下記①②を併用可 ① B 通園施設の預かり保育 ② C 認可外保育施設等	① 490 円×利用日数 (最大 12,300 円) ② 12,300 円からBの預かり保育の支給額分を差し引いた金額	① 490 円×利用日数 (最大 17,700 円) ② 17,700 円からBの預かり保育の支給額分を差し引いた金額
C	その他「認可外保育施設等」 ※2	C の範囲内で複数施設を併用可	40,300 円	45,700 円

※1 預かり保育の実施状況が「未実施 or 年間実施日数が 200 日未満 or 1 日の預かり時間が 8 時間未満」の施設。令和8年度においては「ばんけい幼稚園、札幌トモエ幼稚園、真駒内幼稚園」の3施設が該当。預かり保育の実施状況の変更等により、C の認可外保育施設等との併用可否等が変わる場合があります。最新の状況は施設にご確認ください。

※2 認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）、非在園児向けの一時預かり、病児・病後児デイサービス、ベビーシッター、さっぽろ子育てサポートセンター、札幌市こども緊急サポートネットワークを指します。利用施設が施設等利用給付の対象か不明な場合は、施設か、「さっぽろ子育て情報サイト」の対象施設一覧をご確認ください。

【注意点】C の場合、施設側では、利用されている方が施設等利用給付認定を受けているかどうか判断ができません。償還払いに係る書類の発行は、保護者様から施設へご依頼してください。

※3 令和8年9月までの上限月額については、「さっぽろ子育て情報サイト」の償還払い詳細ページ（右記コード）でご確認ください。

※4 実際にかかった利用料と上限月額を比較し、低い方の金額が支給金額となります。



↑よくある質問も掲載

2. 請求手続き

(1)利用した月ごとに、施設から「提供証明書・領収証兼施設等利用費請求書」を発行してもらう。

A	「預かり保育事業用」(様式1)
B	① B 通園施設の預かり保育:「預かり保育事業用」(様式1) ② C 認可外保育施設等 :「一時預かり・認可外保育施設等用」(様式2-1) 複数施設を利用した場合、それぞれの施設に依頼が必要
C	「一時預かり・認可外保育施設等用」(様式2-1) 複数施設を利用した場合、それぞれの施設に依頼が必要

(2)施設が記載した内容に誤りがないか確認し、様式下部の請求書欄に記載・押印する。

(3)毎月期限までに提出する(初回・口座変更時は「振込口座申出書」(様式4)も一緒に提出)。

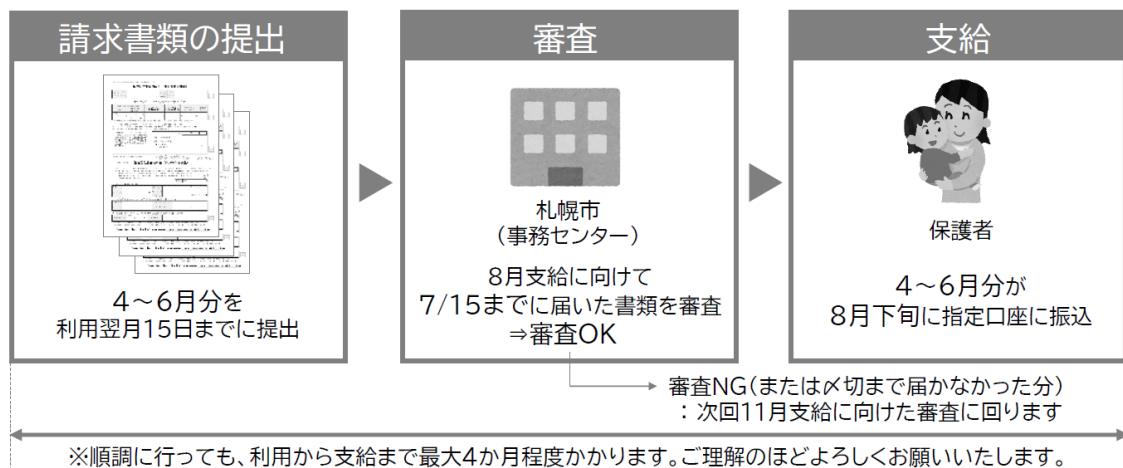
	提出期限	提出先	備考
A	利用した月の翌月 10 日頃	A の通園施設	通園施設が在園児分をとりまとめて、利用した月の翌月 15 日(土日祝の場合は前営業日)までに、下記4. 提出先に送付します。
B	利用した月の翌月 10 日頃	B の通園施設 (全ての施設の書類を提出)	
C	利用した月の翌月 15 日 (土日祝の場合は前営業日)	下記4. 提出先 (全ての施設の書類を提出)	原則は保護者様から下記4. 提出先に直接送付となりますが、一部とりまとめを行っている施設もありますので、一度施設にご確認ください。

3. 支給時期と流れ

支給は3か月サイクル、**5月・8月・11月・2月の月末頃**。支給月の前月(4月・7月・10月・1月)の15日(土日祝の場合は前営業日)までの提出分について、**ご指定の口座に振り込みます**。

支給前にご自宅へ送付する「支給決定通知書」と「支給明細」で内訳等をご確認できます。

例) 4月からサービス利用開始



4. 提出先(お問い合わせ先)

「札幌市子ども・子育て支援事務センター」

所在地: 〒060-0007 札幌市中央区北7条西13丁目9-1 塚本ビル7号館7階
Tel: 011-211-2626 (受付時間 土・日・祝日・12月29日～翌年1月3日を除く 9:00～17:30)

※ 受付は**郵送のみ**。セキュリティーの都合上、直接の持込はできません。